

災害時における上下水道施設の技術支援に関する協定

宮城県

宮城県企業局

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会 東北支部

災害時における上下水道施設の技術支援に関する協定

宮城県（以下「甲」という。）、宮城県企業局（以下「乙」という。）及び公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会（以下「丙」という。）とは、乙の所管する上下水道施設（工業用水施設を含む。以下「上下水道施設」という。）が地震等の災害により被災した場合又は被災すると明らかに予見された場合（以下「災害時」という。）における技術支援業務（以下「支援業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的及び総則）

第1条 この協定は、災害時における丙の支援業務に関する基本的事項を定め、被災した上下水道施設の早期復旧を行うことを目的とし、この協定に同意した県内市町村及び企業団（別表のとおり。以下「市町村等」という。）は、この協定に基づいた支援業務を受けられるものとする。

（定義）

第2条 この協定において災害とは、地震、津波、豪雨、洪水、その他異常な自然現象及び大規模な事故等をいう。

（支援の要請）

第3条 乙は、災害時に、丙による支援業務が必要であると判断した場合は、丙に支援を要請することができるものとする。

2 丙は、前項の規定による要請があった場合は、特別の理由がない限り、支援するものとする。

3 丙は、支援業務を速やかに実施するため、必要な協力体制の整備に努めるものとする。

（支援業務の内容）

第4条 支援業務の内容は次のとおりとする。ただし、災害の規模等によっては業務の内容を限定することがある。

- (1) 被災状況の調査
- (2) 応急復旧対策に関する調査・測量・設計の実施
- (3) 災害査定資料の作成
- (4) その他特に必要な支援業務

（乙における支援業務の実施手続）

第5条 乙は、丙による支援業務が必要と判断した場合は、丙の会員のうち支援業務を実施することができると認められる者（以下「支援業務候補者」という。）の推薦を丙に要請するものとする。

2 丙は、前項の規定による要請があった場合は、複数の支援業務候補者の推薦を行うものとする。

3 乙は、丙の推薦に基づき支援業務を実施する者（以下「支援業務実施者」という。）を選定したときは、速やかにこれを丙及び支援業務実施者に通知するものとする。

4 支援業務実施者は、乙の指示を受けて、支援業務を行うものとする。

（市町村等における支援業務の実施手續）

第6条 市町村等は、市町村等に係る支援業務について、丙への支援の要請を甲に依頼することができるものとする。

2 甲は、前項の規定による依頼があった場合は、市町村等に対する支援業務候補者の推薦を、乙を通じて丙に要請するものとする。

3 丙は、前項の規定による要請があった場合は、複数の支援業務候補者の推薦を行い、乙を通じて甲へ通知するものとする。

4 甲は、丙より推薦のあった複数の支援業務候補者を、前項の規定による要請があった市町村等へ通知し、市町村等が支援業務実施者を選定し、甲及び支援業務実施者へ通知するものとする。

5 甲は、前項の規定による通知があった場合は、市町村等が選定した支援業務実施者を、乙を通じて丙に通知するものとする。

6 支援業務実施者は、市町村等の指示を受けて、支援業務を行うものとする。

（契約）

第7条 乙又は市町村等は、支援業務内容について支援業務実施者と協議の上、速やかに業務委託契約を締結するものとする。

2 支援業務実施者が支援業務を実施したときは、支援業務の完了後、速やかに業務内容を記載した報告書を乙又は市町村等に提出するものとする。

（費用負担）

第8条 支援業務に係る費用は、支援を受けた乙又は市町村等の負担とし、支援業務実施者と協議の上、業務委託契約書において定めるものとする。

2 支援業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を乙又は市町村等に請求するものとする。乙又は市町村等は、支援業務実施者の請求に応じて、所定の手続により費用を支払うものとする。

(事務局及び連絡体制)

第9条 支援の依頼、照会及び要請等に係る甲、乙、丙及び市町村等の連絡窓口は、別表のとおりとする。
2 連絡窓口に変更があった場合には、速やかに乙に連絡し、乙は別表を変更の上、甲、丙及び市町村等に伝達しなければならない。

(労働災害及び損害補償)

第10条 支援業務に従事した者が当該支援業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、支援業務実施者の責任において行うものとする。
2 支援業務の実施に伴い、乙、市町村等及び支援業務実施者の責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は支援業務実施者等に損害が生じた場合は、支援業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により乙又は市町村等に報告しなければならない。その措置について、乙又は市町村等と支援業務実施者は協議して決めるものとする。
3 支援業務実施者が行った支援業務において、乙又は市町村等と支援業務実施者が締結した業務委託契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があった場合、乙又は市町村等は支援業務実施者に修補等を請求することができるものとする。
4 前項の請求は業務委託契約の契約不適合責任条項に基づくものとし、乙又は市町村等と支援業務実施者が協議して決めるものとする。

(情報の保護)

第11条 甲、乙、丙、市町村等及び支援業務実施者は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(合同訓練)

第12条 甲、乙、丙及び市町村等は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。
2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙、丙及び市町村等の協議により決めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和4年3月31日までとする。
2 この協定は、前項に規定する期間が満了する日の1か月前までに甲、乙及び丙いずれからも申出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から同一の条件で更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(その他)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
2 この協定に定めのない事項については、甲、乙、丙及び市町村等が協議して決めるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 3 年 2 月 19 日

甲 宮城県知事 村井嘉浩



乙 宮城県公営企業管理者 櫻井雅



丙 仙台市青葉区国分町3丁目8番14号

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
東北支部 支部長 高橋



災害時における上下水道施設の技術支援に関する協定 別表

（略）

別表

災害時における上下水道施設の技術支援に関する協定

	名称	区分	担当部署
甲	宮城県	上水道	環境生活部 食と暮らしの安全推進課 環境水道班
		下水道	土木部 都市計画課 下水道班
乙	宮城県企業局	上下水道	水道経営課 流域下水道班
丙	公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会 東北支部	上下水道	公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会 東北支部

参 画 市 町 村 一 覧

	名称	区分	担当部署
1	石巻市	下水道	建設部 下水道管理課
2	塩竈市	上水道	水道部 業務課
		下水道	建設部 下水道課
3	気仙沼市	上水道	ガス水道部 工務課 施設係
		下水道	建設部 下水道課 下水道整備係
4	白石市	上水道	上下水道事業所
		下水道	上下水道事業所
5	名取市	上水道	水道事業所
		下水道	建設部 下水道課 建設係
6	角田市	上水道	上下水道事業所
		下水道	上下水道事業所
7	多賀城市	上水道	上下水道部 施設整備課 上水道施設係
		下水道	上下水道部 施設整備課 下水道施設係
8	岩沼市	上水道	水道事業所 総務係
		下水道	下水道事業所 下水道総務係
9	登米市	上水道	上下水道部 経営総務課 経営総務係
		下水道	上下水道部 経営総務課 経営総務係
10	栗原市	上水道	上下水道部 経営課 総務係
		下水道	上下水道部 経営課 総務係
11	東松島市	下水道	建設部 下水道課
12	大崎市	上水道	上下水道部 上水道施設課
		下水道	上下水道部 下水道施設課
13	富谷市	上水道	上下水道課
		下水道	上下水道課
14	蔵王町	上水道	上下水道課
		下水道	上下水道課
15	七ヶ宿町	上水道	農林建設課
		下水道	農林建設課
16	大河原町	上水道	上下水道課 水道施設係
		下水道	上下水道課 下水道施設係

	名称	区分	担当部署
17	村田町	上水道	上下水道課 工務班
		下水道	上下水道課 工務班
18	柴田町	上水道	上下水道課 水道班
		下水道	上下水道課 下水道班
19	川崎町	上水道	建設水道課 水道係
		下水道	建設水道課 下水道係
20	丸森町	上水道	建設課 水道班
		下水道	建設課 水道班
21	亘理町	上水道	上下水道課 施設班
		下水道	上下水道課 施設班
22	山元町	上水道	上下水道事業所
		下水道	上下水道事業所
23	松島町	上水道	水道事業所
		下水道	水道事業所
24	七ヶ浜町	上水道	水道事業所 上水道係
		下水道	水道事業所 施設係
25	利府町	上水道	上下水道課 経営班
		下水道	上下水道課 経営班
26	大和町	上水道	上下水道課
		下水道	上下水道課
27	大郷町	上水道	地域整備課 上下水道建設係
		下水道	地域整備課 上下水道建設係
28	大衡村	上水道	都市建設課 上下水道係
		下水道	都市建設課 上下水道係
29	色麻町	上水道	建設水道課
		下水道	建設水道課
30	加美町	上水道	上下水道課 建設係
		下水道	上下水道課 建設係
31	涌谷町	上水道	上下水道課 上水道班
		下水道	上下水道課 下水道班
32	美里町	上水道	水道事業所
		下水道	下水道課
33	女川町	上水道	建設課 水道係
		下水道	建設課 下水道係
34	南三陸町	上水道	上下水道事業所 上水道係
		下水道	上下水道事業所 下水道係
35	石巻地方広域水道企業団（石巻市・東松島市）	上水道	経営企画課 企画係

災害時における上下水道施設の技術支援に関する協定細目

(目的)

第1 この協定細目は、「災害時における上下水道施設の技術支援に関する協定」(以下「協定」という。) 第14条第1項の規定により、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制の整備)

第2 丙は、支援業務を速やかに実施するため、必要な連絡体制を整備するとともに、その内容を明らかにした書面を乙に提出するものとする。

(乙における支援の要請)

第3 乙は、丙による支援業務が必要と判断した場合は、速やかに様式第1支援業務要請書を丙に送付し、支援を要請するものとする。

(乙における支援業務候補者の推薦)

第4 丙は、支援を要請された場合は、支援業務の実施箇所、技術者及び機材等の確保状況等を勘案して支援業務候補者を推薦し、様式第2支援業務候補者推薦名簿により乙に通知するものとする。

(乙における支援業務実施者の選定)

第5 乙は、支援業務候補者推薦名簿のうちから支援業務実施者を選定するものとし、選定した場合は、様式第3支援業務実施者選定通知書により丙及び支援業務実施者へ通知するものとする。

(市町村等における支援の要請)

第6 市町村等は、丙による支援業務が必要と判断した場合には、様式第4支援業務要請書により、甲に依頼するものとする。

2 甲は、市町村等からの依頼を受けたときは、速やかに当該文書を乙を通じて丙に送付し、当該市町村等に対する支援業務候補者の推薦を要請するものとする。

(市町村等における支援業務候補者の推薦)

第7 丙は、支援を要請された場合は、支援業務の実施箇所、技術者及び機材等の確保状況等を勘案して支援業務候補者を推薦し、様式第5支援業務候補者推薦名簿により乙を通じて甲へ通知するものとする。

(市町村等における支援業務実施者の選定)

第8 市町村等は、甲からの通知を受け、支援業務実施者を選定した場合は、様式第6支援業務実施者選定通知書により甲及び支援業務実施者へ通知するものとする。

2 甲は、市町村等からの選定の通知を受けたときは、速やかに当該文書を乙を通じて丙に送付するものとする。

(緊急を要する場合)

第9 第3から第8の手続において、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ、電子メール等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

附則 この細目は、協定締結の日から施行する。